

投資による米国永住権取得

2012 年 10 月までの期限で、米国移民法により投資により米国永住権を一家全員（投資者、その配偶者と 21 歳未満の子供）が、EB-5 Program で移民 Visa を取得する事が可能です。

雇用促進が望まれる連邦政府が認めて Regional Center 内で\$53 万ドルを投資すると比較的簡単に、約一年位で永住権の取得が可能です。

これとは別に、\$1,000, 000 を投資し、10 人以上の米国人、米国永住権保持者を投資の後 2 年以内に雇用すると永住権が申請可能です。

EB-5 Program の Visa 割り当ては年間 10,000 で其のうち 5,000 が Regional Center Program に割り当てられ、残りが通常の\$1,000,000 の投資 Visa に振り分けられております。

弊社では投資に適切と思量される物件、Business を Identify し、移民法に精通した信頼できる弁護士事務所をご紹介しますので、ご希望の方は是非ご連絡下さい。

なお、この Category は時限立法で、2012 年 10 月で切れる事になっており、申請書の処理に 1 年近くかかる事から、この Category で永住権申請を考えられている方はお早めに対処される事をお勧め致します。